

土地譲渡契約に関する協議事項について

(1) 本契約の目的

本契約の目的として、私学事業団総合運動場を都市公園としての利用に供することについて定める。

(2) 契約代金

土地上の建物等も含め売買金額を決定し、内訳を明示することについて、引き続き協議を進める。また、金額については、契約不適合責任等と併せて、引き続き協議する。

(3) 所有権の移転等の時期

所有権の移転、土地の引渡しについて、契約代金の支払いと時期を合わせる方向で引き続き協議する。

(4) 土地等の引渡し後の取扱い

- ・ 第三者への譲渡禁止、第三者へ貸借する際の手続について定める。
- ・ 現在の運動施設について、私学共済制度加入者及びその被扶養者も区民と同様の条件で利用できることについて定める。

(5) 契約不適合責任

不確定な土壌汚染、地中障害物を含む契約不適合責任を将来的に負うことは私学事業団としては困難であり、想定される責任分についてあらかじめ減額することも含め、引き続き協議する。

(6) 契約の解除

代金の支払い、所有権の移転、引渡し等の諸手続の不履行の場合、土地の第三者への譲渡禁止規定に違反した場合に契約を解除できることについて定める。

(7) その他

前各号に定めるもののほか、公租公課の負担、引渡し前の滅失・損傷、反社会的勢力の排除、公序良俗に反する使用等の禁止などについて定める。

施設運営に関する今後のスケジュール（案）

令和 5 年 12 月 土地譲渡契約締結

第 1 回区議会 葛飾区体育施設条例改正（議案提出）
定例会 （施設の名称、使用料等を規定）

令和 6 年 3 月 現行利用終了

令和 6 年 4 月 広報かつしか 4 月 5 日号に一般開放の記事を掲載

広報かつしか 4 月 15 日号に施設案内、予約方法を掲載

利用抽選申込（4 月 25 日～5 月 5 日）

令和 6 年 5 月 抽選、抽選結果通知（5 月 8 日）

随時申込開始（5 月 9 日～）

施設利用を開始（5 月 12 日）

施設利用方法について（案）

1 利用方法等

使用区分	原則貸切利用 【陸上競技場（トラック）のみ個人利用も可】
登録	私学利用者は個人登録 のみで利用可
抽選対象者	区民
抽選申込開始時期	2か月前
抽選申込方法	ロゴフォーム
結果通知	当落メール送信
随時申込	事前予約終了後、空いていれば先着順で申込
随時申込方法	ロゴフォーム
施設利用	受付で当選メールを提示
利用料金徴収方法	受付で現金払い
取消料	利用日の6日前から

2 使用料

使用料等見直し検討委員会で決定し、区条例において規定する。（他の区体育施設の利用料金水準と同程度とする予定）